

「高田焼統制陶器碗」について その4

くまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワーク 高谷和生

1 品名 高田焼統制陶器碗 銘「還暦 大蔭 春」 押印「熊 15」

2 概要

(1) 高田焼・八代焼

- 高田焼は、熊本県八代市で焼かれる陶器で八代焼ともいう。焼物に象嵌を施すことに特徴を有しており、高雅で上品なたたずまいである。
- 上野焼は寛永9年（1632年）、豊臣秀吉の朝鮮出兵（文禄・慶長の役）の引き上げの際、細川忠興の小倉城入城の際に招かれ、豊前国上野に開窯したのが始まりとされる。その特徴は、他の陶器と比べると生地が薄く、軽量であること。また使用する釉薬も非常に種類が多く、青緑釉、鉄釉、白褐釉、黄褐釉など様々な釉薬を用い、窯変を生み出すのが特徴とされる。
- 通説によれば、高田焼の始まりは寛永9（1632）年、細川家当主忠利の肥後熊本転封に伴い、父三齋（忠興）が八代城に入ったのに従い、「豊前上野焼の陶工喜蔵（尊楷）が長男の忠兵衛とともに八代郡高田郷に移って窯を築いた」とされている。ただし、入国後三ヶ月で、八代焼水差等を幕府使者への進物文書等が残されており、国替直後での窯の築造や調整等を考えると、「これらの茶器は加藤家時代に既にあった窯を継続して用いたものと考えた方が自然であろう」と現在は考えられている。
- 蓑田勝彦氏「八代焼の歴史について」『八代焼 伝統の技と美』2000年 八代市博物館
- その後は代々肥後細川藩「御用窯」をつとめ、独特の象眼文様をまとった雅な器として知られた。
- 印による銘は、18世紀中頃から見られる様になり、多くなるのは19世紀の半ば以降で、近代以降におこった上野家以外の諸窯も含め、様々な印を押した製品が焼かれている。また、明治期以降は「高田」の印を押したものが作られるようになった。
- 藩の庇護がなくなり、明治25年（1892年）、窯を陶土の産地葦北郡日奈久へ移した。初期は上野焼の手法を用いていたが、後に高田焼の特色でもある「白土象嵌」技法を確立させた。
- 上野焼第十代当主の上野 平（たいら）氏は、戦時中は技術指導で上野本家（福岡県田川郡福智町）に在住し、十一代当主の才助氏は戦地に出征中だったとされる。日中戦争から太平洋戦争期の操業状況は、宗家でも多くは語られておらず不明。 ※第十二代上野浩之氏談
- 肥後高田焼（八代焼）第一代当主山下唯彦氏は、天草「水の平焼」陶工で、上野平氏に職工としてこわれ、手伝ったのち独立し日奈久に「山下窯」として開窯した。昭和47（1972）年、73才で没し、現在は廃業している。
- また、山下唯彦氏作伝世品にあるように碗腰部の下側で、微妙に肥厚する位置に、「桜花文」の「白土象嵌」を施す特徴を有する。 ※第十二代上野浩之氏談

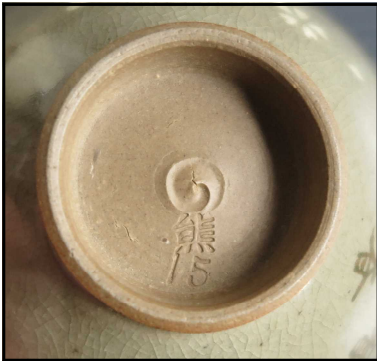


高田焼（八代焼）における象眼技法の工程

高田焼（八代焼）宗家展示コーナー

(2) 本資料の概要

- 本資料の法量は、器高・高さ5.1cm×口径10.5cm、高台径4.0cm、高台高9.0cmを測る。
- 高台から見ても胎土は密で、水籤もよく、造形は端正、焼成も堅緻である。
- 外面正面と背面の腰部2ヶ所に桜花文を押印、白土で象嵌する。また、胴部に縦書二行で「還暦／大蔭春」と黒土で象嵌する。
- 内面見込に刷毛目を施す。高台内を除く全面に透明釉を掛け、還元焼成する。
- 高台内部は、無釉で巴状の削りあり。「熊 15」の統制番号を、縦位置に押印する。
- 象嵌銘は、季語ではなく人名「大蔭 春（おおかげ はる）」と想定する。
- なお、本品は宇城市・古物商より、2024年10月、高谷が購入した物である。



高田焼統制陶器碗 外面、銘「還曆 大蔭春」と華紋、高台、高台内刻印「熊15」、見込み部

(3) 大蔭家について

- 大蔭家は、八代市坂本町出身とされ、市内数カ所を転居の後、戦時中は八代市毘舎丸に居を構えていた。豪農で大蔭春（はる）様のご主人は要吉（ようきち）で、家族は8人兄弟であった。証言者陽子氏の母親輝子（てるこ）に近い、文（あや）とは親しく本家様子を聞くことも多く、文宅には高田焼煎茶道具や急須・碗等も飾られていたと言う。数年前に他界し、実家は処分された。
- 大蔭陽子氏（八代市麦島西町：80歳）は、敗戦時1歳で朝鮮半島からの引き揚げで、八代市福正元町に住んだ。幼少期に叔母の文に連れられ、山下窯訪問の記憶があるとされる。
- また、陽子氏証言では、父母からは、「祖母の還曆に“山下窯”に、お願いして作った」との話聞いたことがある。現在自宅には、現物は残されていない。
- 没年から逆算すると、本品は「昭和18（1944）年」作となる。



証言者の「大蔭陽子」様

(4) 統制陶器、統制番号

- 日中戦争の勃発による戦時体制のもとで、昭和13年（1938）4月に「国家総動員法」が公布された。この法律は、あらゆる経済活動、国民生活を戦争遂行の一点にふり向けるために、国家による経済統制を図ろうとしたもので、消費物資の統制が強化された。
- 民需品に対する戦略物資（金属、燃料、ゴム、工業塩他）の使用を厳しく制限し、釜焼成に使う松材・石炭も含まれていた。また、供出した金属用品の補填手段として、多くの代用品が作られ、特に統制陶器の代用品が多くを占めた。
- 統制番号は、昭和15年8月頃から昭和20年頃の間生産された統制を受けた焼物に付されたもので、全国の多く窯元等を示す番号や裏印商標を付されている。生産者表示記号、工場番号、製造者記号・番号、商品番号」等で、様々な表記がある。
- 主な統制番号として、「岐」岐阜県多治見周辺、「万」三重県四日市周辺、「肥」佐賀県旧肥前、「有」佐賀県有田、「波」長崎県波佐見・志田が知られている。
- 九州地域の統制状況について概要は不明である。ただ、「有」銘の防衛食器に関しては、有田町歴史民俗資料館で町内状況の調査が進められている。生産地窯が判明する防衛食器「防15」「有115」は有田町黒牟田丙「棕露地（むくろじ）窯」産である。
- 八代市内「高田焼の戦時生産窯及び統制状況」については、八代市立博物館と現在調査中
- 熊本県内での「太平洋戦争期の焼窯の統制状況及び陶製品の現物」については、高谷が継続して調査中である。ちなみに、「小代焼」統制番号は「熊8」といわれているが、初代「近重治太郎（小代焼・窯）での「技術保存者（昭和19年指定）」状況、統制資料現物は確認されていない。 ※三代目「近重慎二様（小代焼たけみや窯）」談



防衛食器「防15」
「有115」
有田町黒牟田丙「棕露地（むくろじ）窯」

3 小 結

- 本品は、大蔭陽子氏の証言及び八代焼（高田焼）宗家上野窯第十二代当主上野浩之氏の作風解説により、高田焼（八代窯）「山下唯彦」氏により製作されたものである。
- 本品は熊本県内での「太平洋戦争期の焼窯の統制状況」を知る貴重な戦時資料である。高田焼及び熊本県内の統制資料として「初確認」資料である。
- なお、本品は玉名市立歴史博物館令和7年企画展「戦後80年 たまな・くまもとの戦争遺産～次世代への継承～」で展示予定である。



肥後高田焼（八代窯）山下窯 山下唯彦氏作「青磁象嵌盃」



連絡先
くまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワーク 代表 高谷和生
 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺126-5
 高谷個人携帯 090-1513-5528
 高谷Eメール takayanagi912@yahoo.co.jp
 HP URL <http://www.kumamoto-senseki.net/>